

第1編 総論

第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何より重要である。

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、市民の安全・安心が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限に尊重しながら、市民の協力を得つつ、府及び関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安全・安心を確保するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

この計画は、国民保護法第35条の規定に基づく、市国民保護計画である。

(3) 市国民保護計画に定める事項

本計画は、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し及びその手続き

(1) 市国民保護計画の見直し

本計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、宇治市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の見直し及び変更の手続き

本計画の見直しに当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、市民の意見を聴取し、知事に協議して、同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 宇治市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「宇治市地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護法その他の法令、基本指針、府国民保護計画及び市国民保護計画に基づいて国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、府と連携して、適時に、かつ、新聞、放送、インターネット等適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関をはじめ、市内の様々な機関・団体との相互の連携体制の整備を図る。

(5) 市民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な協力を要請する。この場合、市民は、その自発的な意思により、必要な協力要請に可能な限り応えるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(7) 国際人道法の的確な実施

国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共

機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(10) 外国人への国民保護措置の適用

市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(11) 観光旅行者等への国民保護措置の適用

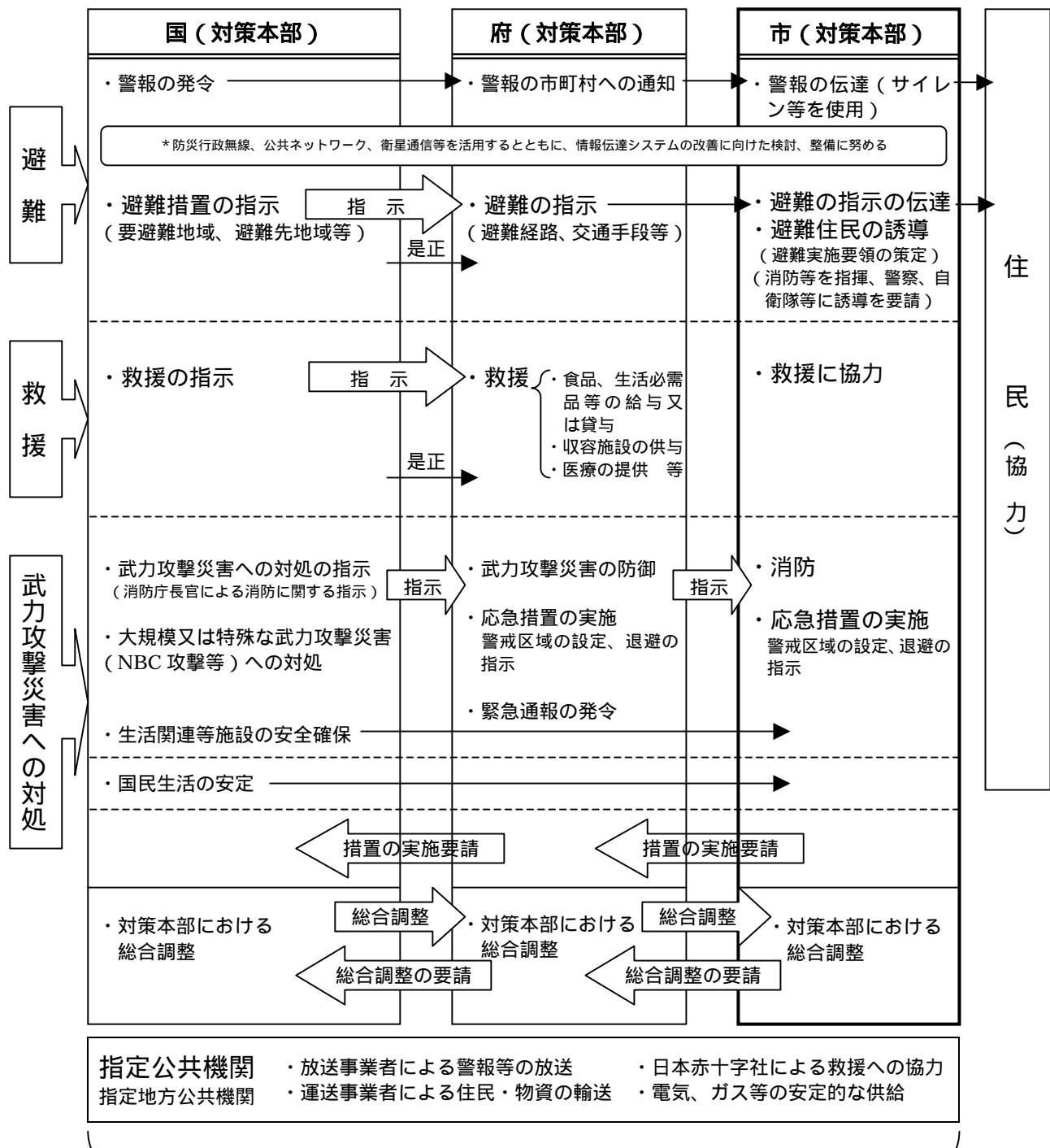
本市では、世界遺産や数多くの歴史遺産に恵まれ、様々な魅力ある取組みが実施されているところから、本市を訪れる多くの観光旅行者についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡窓口をあらかじめ把握する。

なお、これらの機関や関係団体等の連絡先等については、資料・マニュアルに記載する。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



- | | | |
|----------------------------------|--|--|
| 指定公共機関
指定地方公共機関 | <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者による警報等の放送 運送事業者による住民・物資の輸送 | <ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社による救援への協力 電気、ガス等の安定的な供給 |
|----------------------------------|--|--|

国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関等が相互に連携

【市の事務又は業務の大綱】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【府の事務又は業務の大綱】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none">1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整2 他管区警察局との連携3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡4 警察通信の確保及び統制

近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 (京都財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関(京都税関支署)	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
京都労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (大阪空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
大阪防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 日本放送協会（京都放送局） 朝日放送株 株毎日放送 関西テレビ放送株 読売テレビ放送株 大阪放送株 株京都放送 株エフエム京都	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 [バス事業者] 西日本ジェイアールバス株 近鉄バス株 京阪バス株 阪急バス株 京阪シティバス株 京阪京都交通株 京都バス株 京阪宇治バス株 丹後海陸交通株 加悦フェローライン株 奈良交通株 株ヤサカバス 京都交通株 京都ヤサカ観光バス株 明星自動車株 帝産観光バス株（京都支店） 国際自動車株（京都支店）	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
[鉄道事業者] 日本貨物鉄道株 東海旅客鉄道株（関西支社） 西日本旅客鉄道株（京都支社） 近畿日本鉄道株 京阪電気鉄道株 阪急電鉄株 京福電気鉄道株 叡山鉄道株 嵐山野観光鉄道株 北近畿タンゴ鉄道株	
[トラック事業者] 佐川急便株（関西支社） 西濃運輸株（京都支店） 日本通運株（京都支店） 福山通運株（京都支店） ヤマト運輸株（京都主管支店） （社）京都府トラック協会	

電気通信事業者 西日本電信電話(株) (京都支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 関西電力(株) (京都支店)	1 電気の安定的な供給
ガス事業者 大阪瓦斯(株) (京滋導管部) (社) 京都府エルピーガス協会	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社 (京都中央郵便局)	1 郵便の確保
病院その他の医療機関等 (独) 国立病院機構 (京都医療センター) (社) 京都府医師会	1 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者 (独) 水資源機構 (関西支社) 西日本高速道路(株) (関西支社) 京都府道路公社	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社 (京都府支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行 (京都支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

○ 関係機関の連絡先

「資料・マニュアルに記載」

第4章 市の地理的・社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。

(1) 本市の位置

府の南部（その中心は、東経 $135^{\circ} 48'$ 、北緯 $34^{\circ} 53'$ ）に位置し、東西約10km、南北約10.7kmで、北方は京都市、東方は滋賀県大津市に接し、南方は城陽市と宇治田原町に、西方は久御山町に接し、面積は 67.55 km^2 である。

東端・・・東経 $135^{\circ} 52' 56''$

西端・・・東経 $135^{\circ} 45' 45''$

北端・・・北緯 $34^{\circ} 57' 15''$

南端・・・北緯 $34^{\circ} 51' 54''$

(2) 地形と地質

① 山間地

市域の東部に位置する山間地は、古生代及び中生代の丹波層群と呼ばれる泥質岩や砂岩、チャート等で構成され、硬い岩質をなしているが、一部風化の進んだところでは、崩壊のみられるところもある。

山間部は、400m～600m程度の低い山並から形成され市域の60%を占めている。

② 丘陵地

市域のほぼ中央部に南北方向に山地と丘陵地が直線状に境界をなし、宇治川をはさんで北側と南側とも、その境界より西側に半円状に張り出す形で、丘陵地が形成されている。

③ 低地

丘陵地の西側の低地は、かつて湖水であった山城盆地が木津川、宇治川等の流入土砂が堆積した後、陸化して氾濫平野をなしている。この低地で周囲16km、面積800haあった巨椋池は、明治以降干拓され、現在では農地や宅地となっているが、市域で最も低い低地である。

④ 河川

宇治川は、琵琶湖に源を発し、滋賀県を南下し、本市の中央辺りを逆に北上し、京都市域を越え、淀川となり大阪湾に注いでいるがこの宇治川には、志津川、白川、戦川等数多くの小河川が合流している。

また、宇治川西側の平地部は、巨椋池干拓地内に名木川や井川が流れ、両河川に排水路が縦横に配置され、隣接する久御山町域に注いでいる。

(3) 気候

気候は、四季を通じて変化が明確な、内陸性の特性を呈している。

(4) 人口

丘陵地を境として西側地域に90%以上の人口が集中している。

市の人口密度は、1km²当たり約2,800人と高密度である。市の人口に占める外国人の割合は、10万人当たり約1,600人で、府の約1,700人に近い数値である。

(5) 市内の主要道路

市内における主な道路は、自動車専用道路として京滋バイパス（久御山IC～滋賀県境）が東西に、主な一般国道として国道24号（京都市境～久御山町境）が南北に、主要地方道として大津南郷宇治線（市内～大津市境）、京都宇治線（京都市境～市内）、宇治淀線（市内～久御山町境）、大津宇治線（市内～大津市境）、城陽宇治線（市内～城陽市境）、八幡宇治線（市内～久御山町境）が、一般府道として向島宇治線、二尾木幡線、黄檗停車場線、宇治小倉停車場線等が縦横に伸びている。

(6) 鉄道の位置等

鉄道は、JR奈良線が京都市伏見区から市内中心部を通って城陽市方面に、京阪宇治線が市内中心部から宇治川東側を通って京都市伏見区方面に、近鉄京都線が京都市伏見区から市内西側を通って城陽市方面にのびており、市民の輸送を担っている。

(7) 自衛隊施設

市内の自衛隊施設は、広野町に陸上自衛隊大久保駐屯地が、五ヶ庄に陸上自衛隊宇治駐屯地が、所在している。

(8) その他

本市の観光入込み客数は年間約400万人で、世界遺産である宇治上神社や平等院をはじめ、黄檗山万福寺や三室戸寺などの社寺が存在するとともに、さくらまつり、県まつり、鵜飼、花火大会、宇治十帖スタンプラリーなどの多彩な催しが行われ、多くの人出がある。

- 「市の地域区分図」、「市の人口」、「市の月別平均気温、月別降水量」、「幹線道路図」、「市内の鉄道網」、「市内の重要文化財一覧」については、「資料・マニュアル」に記載する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

本計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が示されている。

①着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中核部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
③弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
④航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態
又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後
日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態
を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の事態例として、次の4事態が示されている。

① 攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<input type="radio"/> 原子力事業所等の破壊 <input type="radio"/> 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 <input type="radio"/> 危険物積載船への攻撃 <input type="radio"/> ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<input type="radio"/> 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 <input type="radio"/> 列車等の爆破
② 攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<input type="radio"/> ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 <input type="radio"/> 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 <input type="radio"/> 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 <input type="radio"/> 水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<input type="radio"/> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ <input type="radio"/> 弹道ミサイル等の飛来

【ダーティボム（汚い爆弾）：放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器のこと。】

3 武力攻撃事態の類型の特徴等

(1) 府国民保護計画に示された武力攻撃事態の4類型の特徴等は以下のとおりである。

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難地域の範囲	・広範囲	・応急的かつ柔軟な避難が必要	・攻撃目標の特定は困難 ・広範囲に避難を指示（航空機のみ）
避難の指示	・比較的長期に及ぶことを前提に対処	①要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難 ②移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動	①近傍のコンクリート造等の堅牢な施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等への屋内への避難 ②事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
留意事項	・予測事態での避難が重要 ・避難における混乱防止 ・輸送力の確保 ・国の総合の方針に基づく避難措置の指示を踏まえ対応 ・交通規制の実施	・状況の推移に伴い応急的かつ柔軟な避難 ・市町村、府、警察、海上保安庁、自衛隊間で適切な役割分担のもと避難誘導 ・緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置	・弾頭の種類により対応が大きく異なる。

(2) 府国民保護計画に示されたN B C攻撃の特徴等は以下のとおりである。

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通的留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関、警察は、防護服を着用する等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民を誘導 ・避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意 		
初期避難及びその後の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・放射降下物による外部被ばくを最小限に押さえるため、風下を避けて風向の直角方向に避難 ・ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

【N B C（エヌビーシー）攻撃：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）の頭文字からN B Cという。】

(3) 府国民保護計画に示された緊急対処事態の特徴等は、以下のとおりである。

	攻撃対象施設等による分類	攻撃手段による分類		
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等		
事態例	①原子力事業所等 ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等 ③危険物積載船 ④ダム	①大規模集客施設 ②ターミナル駅等 ③列車等	①ダーティボム等 ②炭疽菌等生物剤の大量散布 ③サリン等化学剤の大量散布 ④水源地に対する毒素等の混入	①航空機等による自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	①大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく ②爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 ③危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 ④下流に及ぼす影響は多大	爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大	①爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 ②生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 ③化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様	・施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化 ・攻撃目標周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

4 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、市域に存在するダム、発電所施設や電車・観光地等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。